

国内外における 品種保護をめぐる現状

食料産業局

平成25年9月13日

農林水産省

目 次

○種苗法をめぐる現状

- 種苗法制度の沿革p1
- 品種登録出願をめぐる現状p2
- 登録される品種の現状p3
- 外国からの出願・外国への出願p4

○新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状(国内) ...p5

○世界の品種保護をめぐる現状

- UPOVをめぐる現状p6

種苗法をめぐる現状

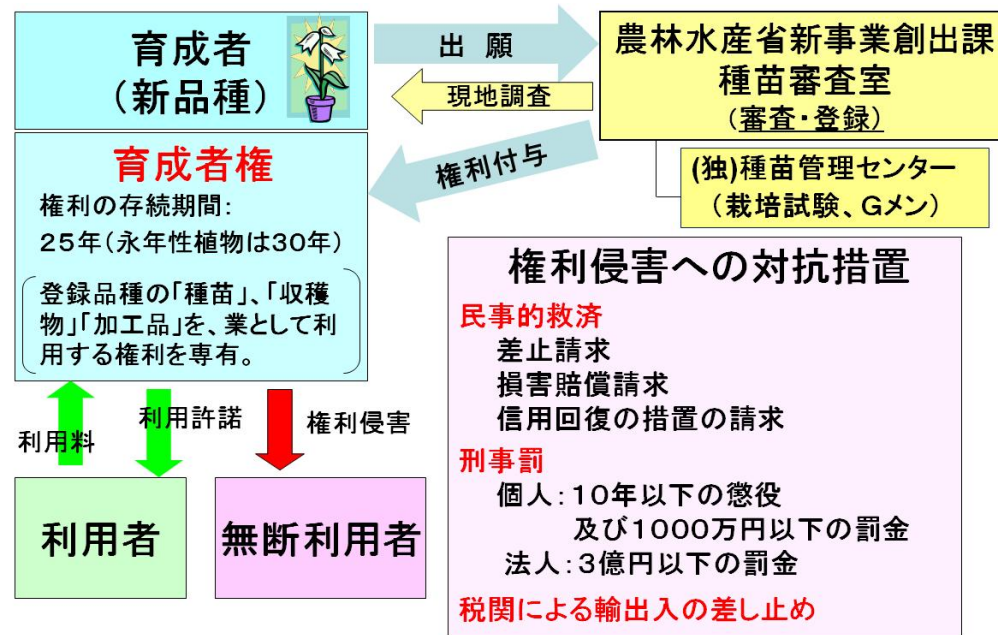
1 種苗法制度の沿革

- 種苗法は、昭和53年に制定され、平成10年にUPOV91年条約に沿った全面改正を実施。
- その後も、育成者権の効力の範囲を一定の加工品まで拡大、権利の存続期間の延長、刑事罰の引上げ、民事救済の円滑化等を趣旨とする改正が行われてきたほか、関税法改正により、税関による輸出入取締りの対象として育成者権侵害物品が追加。

(1) 種苗法制度の沿革

- | | |
|-------|--|
| 昭和22年 | 農産種苗法の制定 |
| 53年 | 種苗法の制定 |
| 57年 | UPOV78年条約の締結 |
| 平成10年 | 種苗法全部改正(育成者権の明確化等)
UPOV91年条約の締結 |
| 15年 | (政府)知的財産戦略本部の設置
関税定率法改正
・税関による輸入差止制度の新設
種苗法改正
・刑事罰の対象を収穫物について拡大及び法人に対する罰金の上限引上げ
品種保護Gメンの設置 |
| 17年 | 種苗法改正
・育成者権の存続期間を25年(果樹等30年)に延長
・育成者権の効力を加工品へ拡大 |
| 18年 | 関税法等改正
・税関による輸出差止制度の新設
農林水産省知的財産戦略の決定 |
| 19年 | 種苗法改正
・罰則強化(懲役刑の上限を10年等)等 |
| 20年 | バイオ燃料法の制定(出願料・登録料の軽減) |
| 21年 | 米粉・エサ米法の制定(出願料・登録料の軽減) |
| 22年 | 新たな農林水産省知的財産戦略の策定 |
| 23年 | 六次産業化法の制定(出願料・登録料の軽減) |

(参考)種苗法制度の枠組み

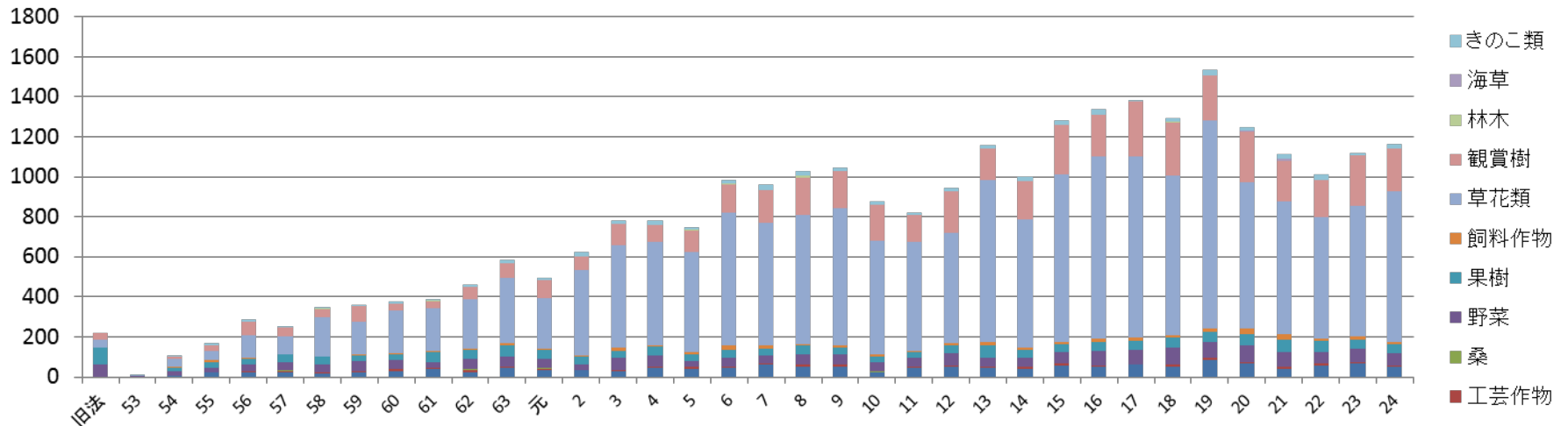


種苗法をめぐる現状

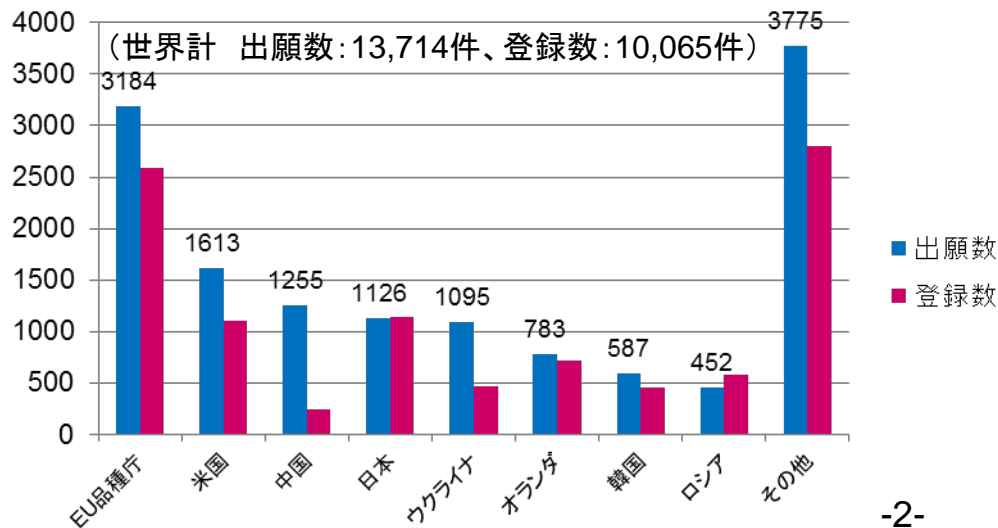
2 品種登録出願をめぐる現状

○ 近年、年間の出願件数は1,000件を超える水準で推移しており、2011年の出願件数はUPOV加盟国の中でEU、米国、中国に次ぐ第4位、登録件数はEUに次ぐ第2位となっている。

(1) 年間品種登録出願件数の推移



(2) UPOV加盟各国における出願・登録件数(2011年)

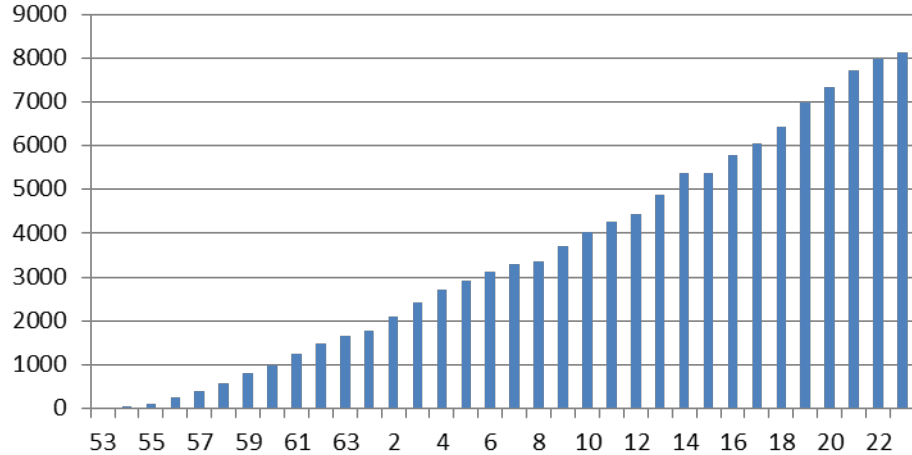


種苗法をめぐる現状

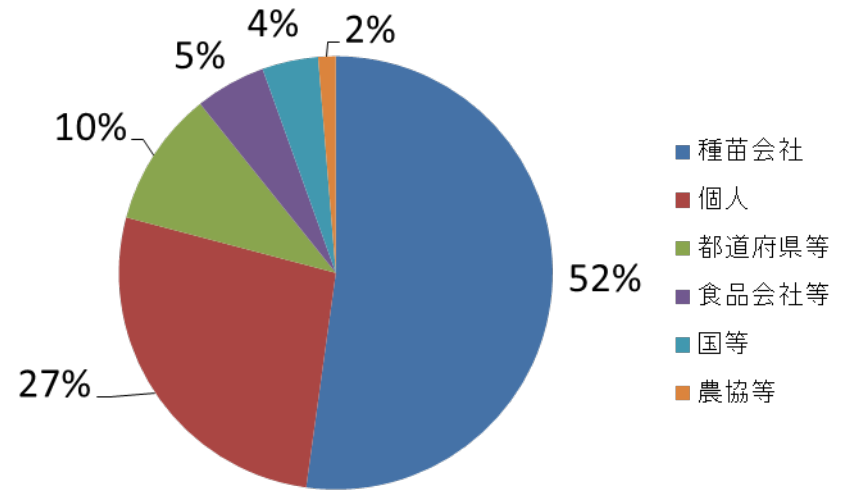
3 登録される品種の現状

- 平成23年度末現在、権利存続中の品種は8,836(権利が消滅したものも含めた累計では21,743)。
- 登録品種を作物別にみると、草花類(61%)、鑑賞樹(17%)、野菜(7%)の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社(52%)、個人(27%)、都道府県等(10%)の順で多くなっている。

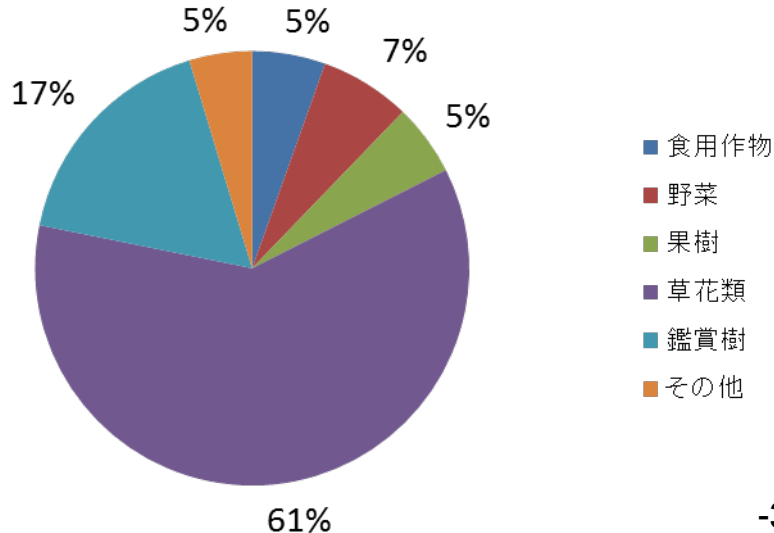
(1) 権利存続中の登録品種数(各年度末)



(3) 登録品種の権利者の類型別割合(S52~H24計)



(2) 登録品種の作物別割合(S52~H24計)



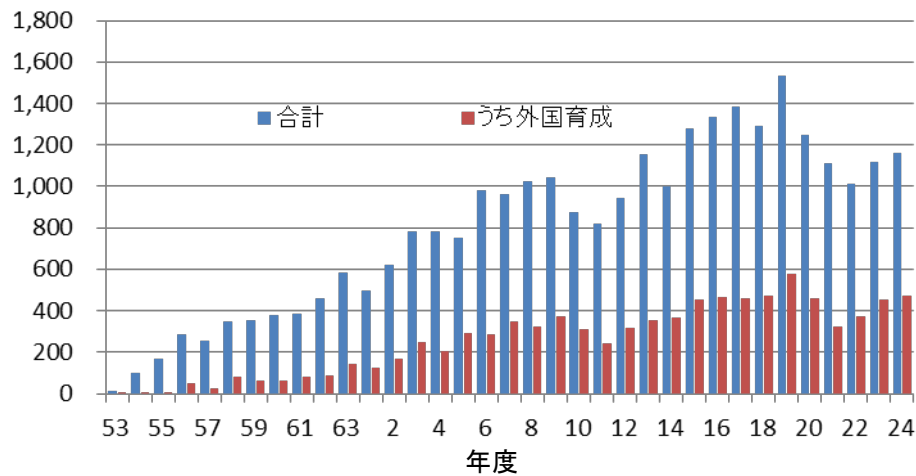
- 注:①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。
 ②都道府県等には、市町村、公立学校を含む。
 ③国等には、国立学校法人、独立行政法人を含む。

種苗法をめぐる現状

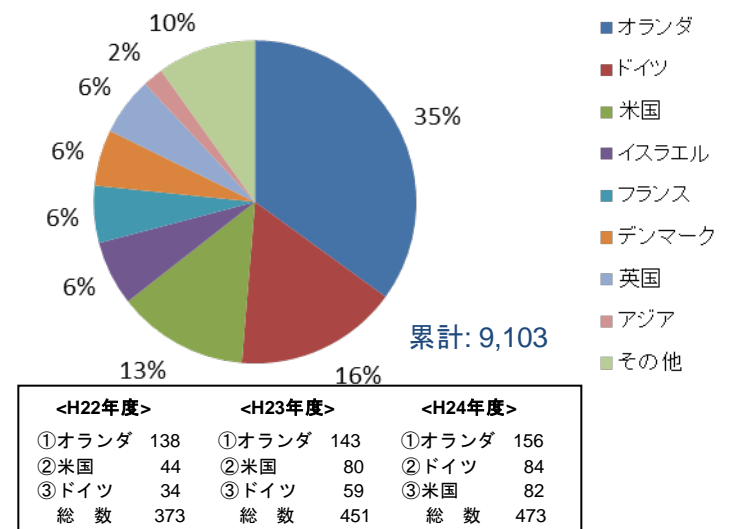
4 外国からの出願・外国への出願

- 外国で育成された品種の我が国への出願は、毎年全出願件数の30%程度を占めている。この内訳を国別にみると、オランダ、ドイツ及びアメリカの順で大きな割合を占めている。
- 日本から外国への出願は、近年増加傾向。

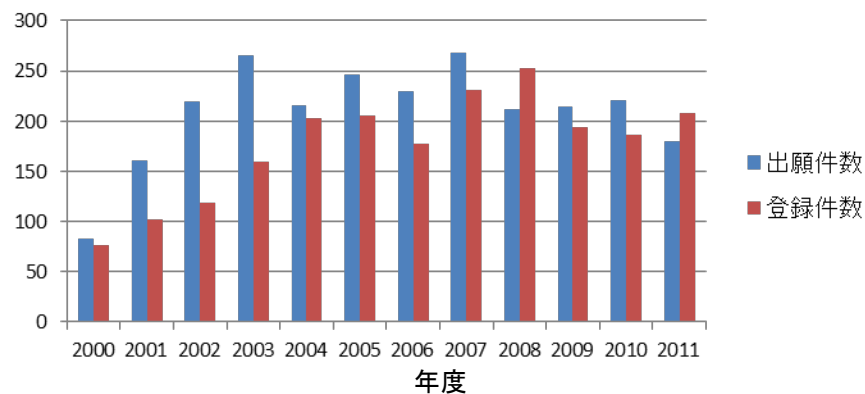
(1) 外国からの出願の状況(外国育成品種)



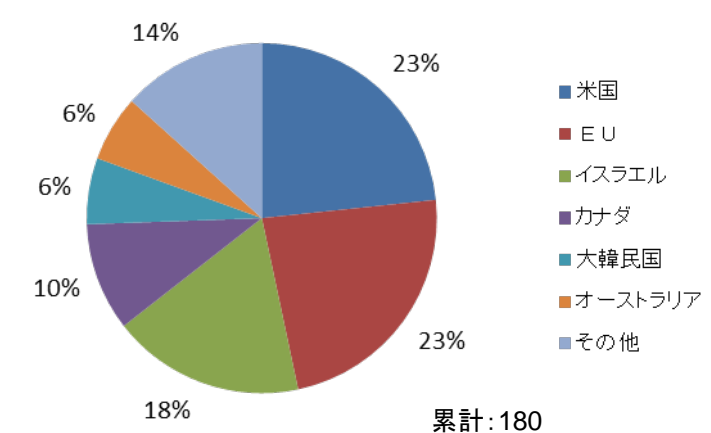
(2) 外国育成品種の国別割合(S53~H24)



(3) 日本から外国への出願件数(UPOV加盟国計)



(4) 日本から外国への出願件数の国別割合(2011)



新品種の保護の強化・活用の促進のための施策の現状

1 新たな農林水産省知的財産戦略

- 平成22年3月、農山漁村の6次産業化や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、平成26年度までの5年間を実施期間として「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定。
- 同戦略では、農林水産省の知的財産に関する総合的な戦略として、①知的財産の創造・活用、②保護の強化、③意識啓発・人材育成についての対応方策を定めている。

(1) 新たな農林水産省知的財産戦略(品種保護関連部分)

1. 審査の国際化・迅速化

- ①UPOVが定める基準に準拠した形での審査基準の改正
- ②海外との審査データの相互利用、審査体制の充実

平均審査期間を2.6年から2.3年に短縮(H26)

2. 権利侵害対策の強化

- ①品種保護Gメンの体制整備やDNA品種識別の実施等、権利侵害対策支援業務の充実・強化
- ②裁判外での迅速な紛争解決の促進
- ③DNA品種識別技術の開発
- ④水際取締制度の活用促進

3. 東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進

東アジアでの植物品種保護制度の共通基盤の構築のため、日本のイニシアチブにより設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を強化

4. 品種保護制度運用の国際標準化の推進

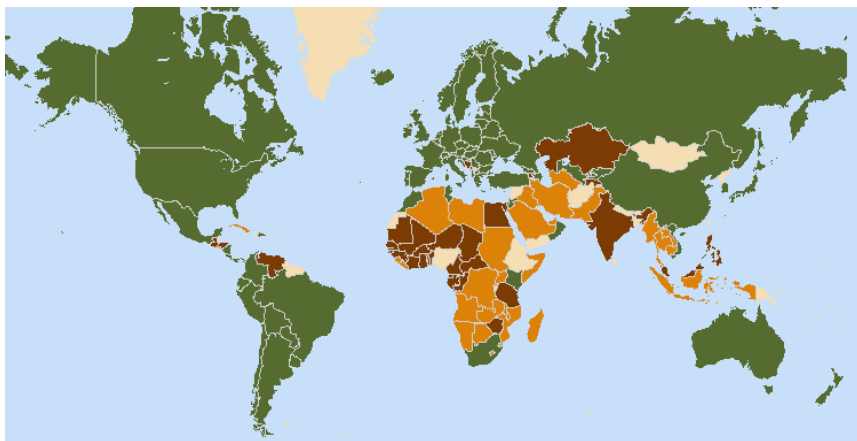
- ①品種保護制度の整備・拡充及びUPOV91年条約の締結の働きかけ
- ②UPOVが定める審査基準の新設・改訂にあたって、我が国審査基準の反映
- ③海外との審査データの相互利用の促進

世界の品種保護をめぐる現状

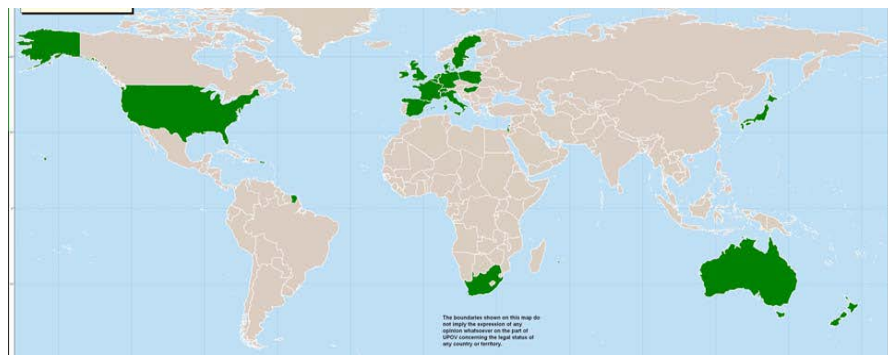
UPOVをめぐる現状①

- 2013年4月現在、UPOV加盟国は71カ国(EUを含む)。
- 特に近年、東アジア諸国等に対する品種保護制度の整備・充実の働きかけ策を強化してきたこともあり、マレーシア及びフィリピンが加盟手続開始国となっているほか、ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びタイにおいても、UPOV事務局よりUPOV条約に基づいた法律の制定に係る助言を受けている。

(1) UPOV加盟国数と加盟申請国



(参考) 1990年当時の加盟国



データ: UPOVウェブサイトより
 加盟国: 緑、加盟手続開始: 茶、条約に基づいた法律の制定等の助言: オレンジ

(参考1) UPOV加盟国の内訳(計71カ国)

61年/72年条約	1カ国(ベルギー)
1978年条約	19カ国
1991年条約	51カ国

(参考2) UPOV加盟手続開始国(2013年)

アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、カザフスタン、マレーシア、モーリシャス、モンテネグロ、フィリピン、タジキスタン、タンザニア、ベネズエラ、ジンバブエ及びOAPI(アフリカ知的所有権機構)

(参考3) UPOV事務局が、UPOV条約に基づいた法律の制定に係る助言を行った国(2013年)

アルジェリア、バーレーン、バルバドス、ブルネイ、カンボジア、キューバ、キプロス、エルサルバドル、インドネシア、イラク、イラン、ラオス、リビア、モザンビーク、ミャンマー、パキスタン、サウジアラビア、スーダン、タイ、トンガ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ザンビア及びARIPO(アフリカ広域知的財産機関)、SADC(南部アフリカ開発共同体)

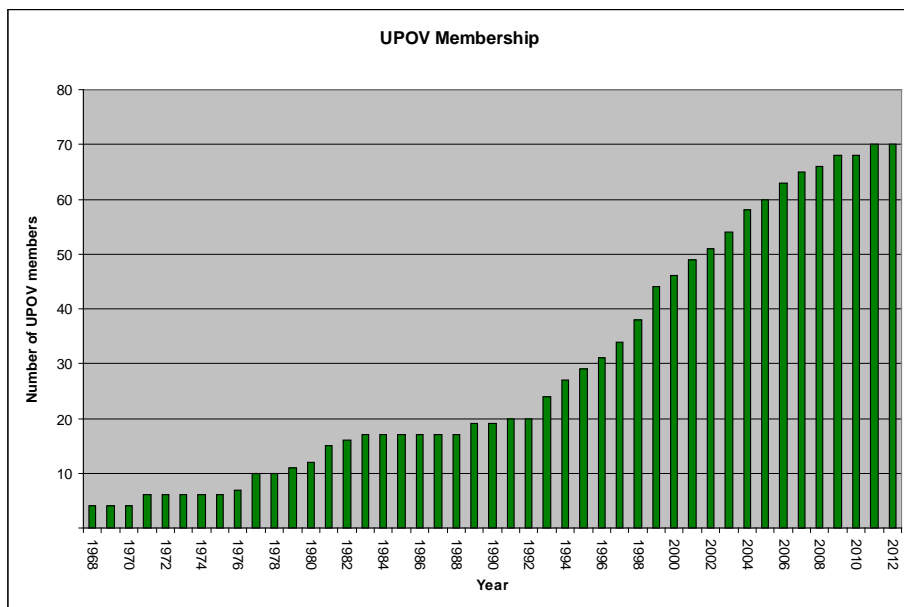
世界の品種保護をめぐる現状

UPOVをめぐる現状②

- UPOV加盟国における出願件数は、特にアジア・太平洋地域をはじめとして近年大きく伸びてきており、2011年は加盟国全体で13,000件以上の出願。

(2) UPOV加盟国数と有効な育成者権の件数

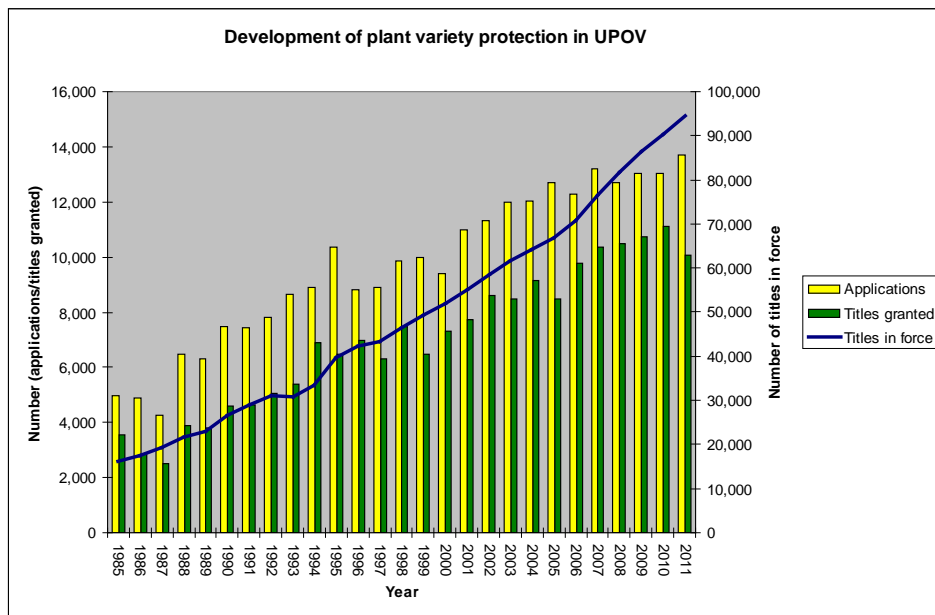
- UPOV加盟国は、2011年にマケドニア及びベルー2013年にセルビアの加盟を得て、現在71カ国。
- 加盟国間における審査運営に係る協力も進展しており、現在計1,990種類の植物について審査協力が実施。



データ: UPOV理事会資料

(3) 育成者権の出願件数(UPOV加盟国計)

- UPOV加盟国における出願件数は近年大きく増加しており、有効な育成者権も9万件を上回る水準に。
- UPOVテストガイドラインは280種類で作成されている。



データ: UPOV理事会資料

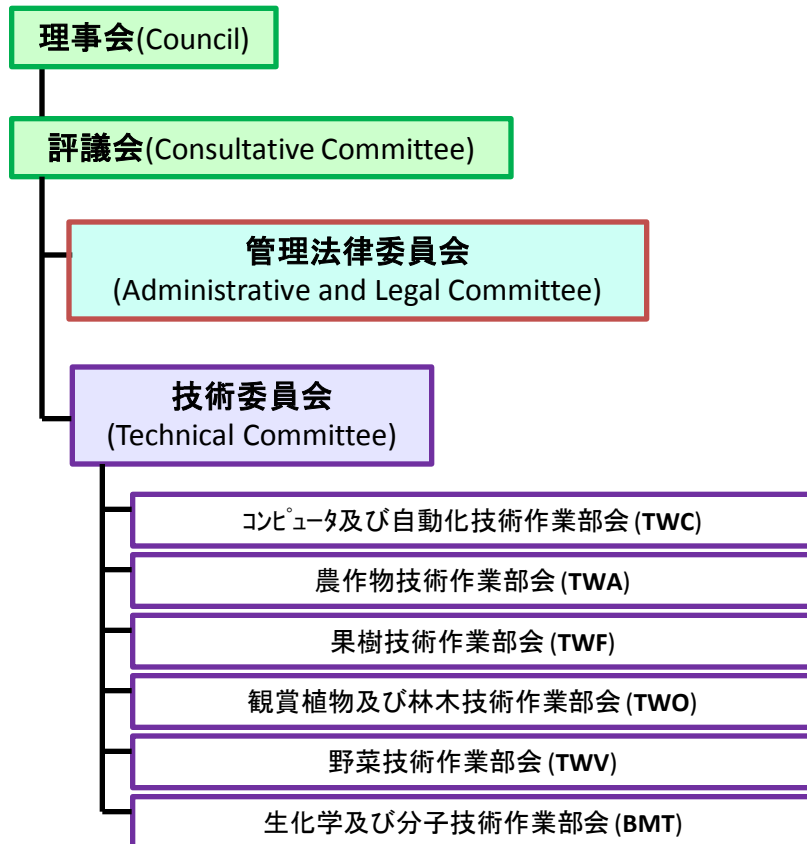
世界の品種保護をめぐる現状

UPOVをめぐる現状③

○ UPOVの各種関連会合においては、①植物別の栽培試験に係る審査基準、②新品種の審査の実施にあたっての手順や方法等について定めた「TGP文書」、③UPOV条約で用いられる用語について説明する「説明文書」等の策定に向けた検討が行われており、我が国としてもそのような議論に担当審査官等が積極的に参画。

(4) UPOV関連会合

① UPOV組織体制



② 2013年におけるUPOV関連会合の予定

1月	拡大編集委員会
3月	第49回技術委員会 (TC)
18-20日	管理法律委員会 (CAJ)
21日	評議会及び臨時理事会
22日	
4月	観賞植物及び林木技術作業部会 (TWO)
22-26日	果樹技術作業部会 (TWF)
29-3日	
5月	野菜技術作業部会 (TWV)
20-24日	
6月	コンピュータ及び自動化技術作業部会 (TWC)
4-7日	農作物技術作業部会 (TWA)
17-21日	
10月	管理法律委員会
21日	従属品種に関するセミナー
22日	評議会
23日	理事会
24日	オブザーバー規則に関するワーキンググループ会合
25日	